

○ 道産食品独自認証制度検討委員会議事概要

第1回検討委員会 H14.9.11	第2回検討委員会 H14.11.7	第3回検討委員会 H14.12.10	第4回検討委員会 H15.1.30	第5回検討委員会 H15.3.14
<p>○フリーデイスカッション ・認証制度についての共通認識の統一</p> <p>○認証制度のどこに視点を置くか。(継続) ・「食」の安全・安心確保に重点を置いた制度とする。 ・特に優れた(個性と魅力ある)食品に重点を置いた制度とする。 ・両者を包含(又は2階層)する制度とする。</p>	<p>○制度の視点をどこに置くか。(継続) ・フランスの品質表示制度の現地調査結果報告 ・安全、安心、優れた品質のもの。</p>	<p>○認証制度の視点をどこに置くか。(継続) ・安心、安全が見える制度 ・品質が一般的に見てもすぐれているもの</p>	<p>○認証制度の視点をどこに置くか。 ・道の新たな認証制度は、法令に定める基準よりも高いレベルの「安全・安心」を前提に、品質の優れたものを認証する制度 ・消費者の高い信頼獲得と生産者の努力が経済的に評価され、目標となる制度を目指す。 ・具体的な仕組みづくりにあたっては、認証される食品がごく一部に限定されることがないよう、消費者の商品選択、生産者への波及性、制度運営に係るコスト等に配慮</p>	
<p>○対象となる「道産食品」の範囲をどう考えるか。(継続) ・道産の生鮮食品のみとする。 ・道産原材料から作られる加工食品のみとする。 ・双方の食品とする。 ・道外産や輸入食品を原材料とする加工食品を含めた、すべての食品とする。</p>	<p>○道産食品の定義と認証対象(継続) ・制度対象となる「道産食品」の範囲をどう考えるか。 ①道産生鮮食品のみ ②道産原材料からの加工食品 ③両方とする。 ④道外産や輸入原料の加工品も含めるか。 ・「何を認証するのか」 ・伝統食材に対する検討。</p>	<p>○制度対象となる「道産食品」の範囲をどう考えるか。(継続) ・道産生鮮食品、道産生鮮食品を主原料とした加工品</p>	<p>○対象となる「道産食品」の範囲をどう考えるか。 ・生産者を元気づけ、一次産業と製造加工業の結びつきを強めるといふ観点から、対象となる食品は道産食材にこだわり、道内に所在する生産者、事業者が生産・加工製造する。 ①道産生鮮食品 ②道産生鮮食品を主な原材料とする加工食品を制度の対象とする。 ・道産原材料の詳細な定義、道産品の入手が困難な調味料等や家畜飼料の考え方については、既存の法制度や道内の生産実態などを踏まえ、個別の検討を行う。</p>	
<p>○認証基準の検討にあたって、目標をどこに置くか。(継続) ・本場に優れたものを認証するよう基準を高く設定する。 ・できるだけ多くの消費者に購入していただけるよう、一定レベルをクリアした食品を認証するよう基準を設定する。 ・高レベルのものを認証するが、その基準については、それ</p>	<p>(継続)</p>	<p>↑</p>	<p>○認証基準をどう考えるか。 ・高いレベルのものを認証することとし、個々の基準については、消費者の商品選択や生産者への波及性、制度運営コストなどを勘案し、評価方法や基準を設定する。</p>	
	<p>○認証体制のあり方(継続) ・消費者の信頼確保、民間活力の活用、行政組織の肥大化防止の観点に立った場合、どういった認証体制が望まれるのか。</p>	<p>↑</p>	<p>○認証制度のあり方 ・道が直営で審査、認証を行う ・第三者機関を活用した体制とする。 ・生産者自らが認証、チェックを行う体制</p>	
	<p>○表示、情報提供のあり方(継続) ・この表示、認証制度で消費者、生産者に何を伝えるのか。 ○認証の有効期間と認証手数料(継続) ・有効期間(更新制度)を設ける必要性について</p>	<p>○道独自の表示・認証制度の基本的な考え方</p>		
	<p>○違反事例への対応措置(継続) ・この制度で誰を保護するのか、厳格に運用するのか、誘導的な指示・指導に留めるのか ○制度の普及・普及及び役割分担(継続) ・制度の普及・普及に向けて、どういった事業展開が効果的と考ええるか。</p>			
				<p>○モデル事業実施の考え方 ・制度運営を通じて課題の抽出、要綱、要領等の修正を行い、制度の確立を図る。 ・ロゴマーク、ポスター、パンフレットの作成などにより制度普及啓発を図る。</p>
			<p>○認証手続きフロー ・フロー図にて説明</p>	
			<p>○モデル事業品目の検討 ・安全・安心で高品質なものを基準づくりをモデル品目として</p>	<p>○認証事務手続きの流れの整理 ・継続検討を行う。</p>